

インフレスライド条項によるスライド額の算定等

1 適用対象工事

- (1) 請求に際しては、残工事の工期（2(3)に定める残工期）が基準日（2(2)）から2ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

2 請求日及び基準日等の定義

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が契約金額（請負代金額）の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

3 契約金額（請負代金額）の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による契約金額（請負代金額）の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち契約金額（請負代金額）から基準日における出来形部分に相応する契約金額（請負代金額）を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次の式により行う。

$$S(\text{増}) = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)]$$

この式において、S(増)、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S(増)：増額スライド額

P1：契約金額（請負代金額）から基準日における出来形部分に相応する契約金額（請負代金額）を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

$$(P = \sum (\alpha \times Z), \alpha : \text{落札率}, Z : \text{官積算額})$$

- (3) 減額スライド額については、次の式により行う。

$$S(\text{減}) = [P2 - P1 + (P1 \times 1 / 100)]$$

この式において、S(減)、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S(減)：減額スライド額

P1：契約金額（請負代金額）から基準日における出来形部分に相応する契約金額（請負代金額）を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

$$(P = \sum (\alpha \times Z), \alpha : \text{落札率}, Z : \text{官積算額})$$

- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。